

令和2年5月14日
財務部納税課

特別区民税・都民税等の徴収猶予の特例制度について

1 主旨

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な納税者に対し、国により4月30日に関係法令（地方税法等の一部を改正する法律など）が公布、施行されたことに伴い実施する徴収猶予の特例制度について、報告する。

2 制度の概要

(1) 対象者（以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者）

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(2) 対象となる地方税

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する特別区民税・都民税など。

このうち、既に納期限が過ぎている未納分についても、遡って当制度を利用することが出来る。なお、既に納付済みのものについては、対象とはならない。

(3) 申請手続き

法施行日から2か月後、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請書のほか収入や現預金の状況が分かる資料を提出（郵送、窓口、eLTAXによる電子申請）。

3 想定される影響額

約12億円

4 周知

区ホームページ・区のおしらせ、チラシ配架（納税課窓口・出張所・くみん窓口）など。

5 区の体制

区ホームページに制度の概要や申請書、記入見本を掲載するとともに、電話での聞き取りを活用し、郵送による申請を勧めることで来庁者の抑制に努める。

6 スケジュール

令和2年5月15日 特別徴収税額通知書発送

6月10日 普通徴収納税通知書発送

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」 世田谷区

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する個人住民税等が対象になります。
- ・ 既に納付済みのものについては、対象とはなりません。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

世田谷区納税課納税相談係 03-5432-2208